

令和2年5月8日

保護者の皆さまへ

川棚町教育委員会
教育長 竹下 修治

小・中学校教育活動再開のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の5月6日までの期限が、全国一律に5月31日(金)まで延長されました。また、学校においては、社会全体が長期間にわたり、この新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、そのうえで、子どもの健やかな学びを保障することとの両立を図るため、段階的に実施可能な教育活動を開始するという考え方が示されました。

このような国の考え方や、長崎県での感染者が少なく、また、先月17日以降新たな感染者が確認されていない状況を踏まえ、長崎県教育委員会は、県立学校の5月11日(月)からの分散登校と5月25日(月)から通常教育活動を再開することを発表しました。

このことを受け、川棚町においても、感染対策を行いながら5月11日(月)から、下記により教育活動を再開することといたしました。

なお、今後の近隣市町の感染者の状況や、国や県の動向等によって休校措置を講ずる場合がありますので、ご了承願います。

記

1 段階的學校再開期間

5月11日(月)～5月22日(金)までは下記により段階的學校再開期間とします。

【小学校】

- 通常登校、午前中授業とし、給食を食べてから下校(13:30を目安)とします。
- 放課後子ども教室(各小学校での児童見守り)は実施しません。
- 下校後の事故防止と多人数の接触を避けるため、社会体育は中止とします。

【中学校】

- 通常登校、午前中授業とし、給食を食べてから部活動または下校とします。
- 部活動については、生徒の健康保持の観点から、感染症対策の措置を講じた上で、2時間程度(16:30下校)の活動を認めることとします。ただし、外部との交流をしないこととします。

2 通常學校(教育活動)再開

5月25日(月)から通常の教育活動を再開します。

3 ご家庭へのお願い

- (1) 毎朝、検温および健康観察をしてください。
- (2) 発熱、咳、倦怠感等の風邪の症状がある場合は、登校させずにご家庭で休養させてください。
- (3) 症状に改善が見られない場合で病院を受診されるときは、前もって病院に連絡してから受診してください。その際、学校にも連絡をお願いします。
- (4) マスクが入手困難な折ですが、可能な範囲でマスク着用をお願いいたします。

4 その他

- 登校への不安や感染リスクを回避するために登校を控える場合は、欠席扱いにいたしませんので、学校へ連絡してください。
- 児童生徒、または、ご家族の方が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者に特定された場合は、登校させないで、速やかに学校へ連絡してください。